

平成十八年国家公安委員会規則第二十三号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)第六條の二第一項第二号、第七條第二項、第七條の二第一項、同条第二項第一号及び第三号並びに第九條第一項第四号並びに警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百七十七号)附則第三項の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則を次のように定める。

(傷病等級に該当する障害)

第一条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(以下「令」という。)第六條の二第一項第二号の国家公安委員会規則で定める傷病等級に該当する障害は、別表第一に定めるところによる。

(障害等級に該当する障害)

第二条 令第七條第二項の国家公安委員会規則で定める各障害等級に該当する障害は、別表第一に定めるところによる。

2 別表第一に定められていない障害であつて、同表に定める各障害等級の障害に相当すると認められるものは、同表に定められている当該障害等級に該当する障害とする。

(介護給付に係る障害)

第三条 令第七條の二第一項の国家公安委員会規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第三に定めるところによる。

2 令第七條の二第二項第一号に規定する常時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものは、別表第三常時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかとする。

3 令第七條の二第二項第三号に規定する随時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものは、別表第三随時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかとする。

(遺族給付年金に係る遺族の障害の状態)

第四条 令第九條第一項第四号の国家公安委員会規則で定める障害の状態は、身体若しくは精神に七級以上の障害等級の障害に該当する程度障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以

外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態とする。

附則

(施行期日等)
1 この規則は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

2 平成十八年四月一日からこの規則の施行の日属する月の末日までに給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付に係る別表第二の規定の適用については、当該給付の事由が脾臓又は一側の腎臓を失ったものである場合(同表の七級の項第五号に該当する障害があるときを除く)には、同表の八級の項に相当する障害があるものとする。

3 平成十八年四月一日からこの規則の施行の日までに、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(以下「旧令」という。)の規定に基づいて傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付を支給された者で改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(以下「新令」という。)及びこの規則の規定による傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付を受けることとなるものについては、旧令の規定に基づいて支給された傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付は、それぞれ新令及びこの規則の規定による傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付の内払とみなす。

委員会規則第二号 抄

附則(平成二十三年七月一日国家公安)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

第二条 この規則は、公布の日から施行する。

第三条 第二条の規定による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則(以下この条において「新規則」という。)別表第二の規定は、平成二十二年六月十日以後に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付については、なお従前の例による。

2 平成二十二年六月十日からこの規則の施行の日の前日までの間に給付の事由が生じた障害給

付及び遺族給付に係る新規則別表第二の規定の適用については、同表の七級の項第十二号中「もの」とあるのは「もの又は女子の外貌に相当程度の醜状を残すもの」と、同表の九級の項第十六号中「外貌」とあるのは「男子の外貌」とする。

3 第二条の規定による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則(以下この項において「旧規則」という。)の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付を受けることとなるものについては、旧規則の規定に基づいて支給された障害給付又は遺族給付は、それぞれ新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。

別表第一(第一条関係)

傷病障害の状態
一 両眼が失明しているもの
二 咀嚼、及び言語の機能を廃しているもの
三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの
四 胸部腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの
五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
六 両上肢の用を全廃しているもの
七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
八 両下肢の用を全廃しているもの
九 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

二 両眼の視力が〇・〇二以下になつていないもの
三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの
四 胸部腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの
五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
六 両上肢の用を全廃しているもの
七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
八 両下肢の用を全廃しているもの
九 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
四 胸部腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
五 両手の手指の全部を失つたもの
六 第三号及び第四号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

一 両眼が失明したものの
二 咀嚼、及び言語の機能を廃したものの
三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
四 胸部腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
五 両手の手指の全部を失つたもの
六 第三号及び第四号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

一 両眼が失明したものの
二 咀嚼、及び言語の機能を廃したものの
三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
四 胸部腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
五 両手の手指の全部を失つたもの
六 第三号及び第四号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

一 両眼が失明したものの
二 咀嚼、及び言語の機能を廃したものの
三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
四 胸部腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
五 両手の手指の全部を失つたもの
六 第三号及び第四号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

一 両眼が失明したものの
二 咀嚼、及び言語の機能を廃したものの
三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
四 胸部腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
五 両手の手指の全部を失つたもの
六 第三号及び第四号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

一 両眼が失明したものの
二 咀嚼、及び言語の機能を廃したものの
三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
四 胸部腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
五 両手の手指の全部を失つたもの
六 第三号及び第四号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

Table with 4 columns: 別表第二(第二条関係), 障害等級, 一級, 二級, 三級, 四級. Each column contains detailed descriptions of disability levels and their corresponding labor capacity restrictions.

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>七 級</p> <p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの</p> <p>三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの</p> <p>四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>六 一手の母指を含み三の手指を失ったもの又は母指以外の四の手指を失ったもの</p>  | <p>六 級</p> <p>一 両眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの</p> <p>五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの</p> <p>八 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの</p>   | <p>五 級</p> <p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>四 一上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>五 一下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>六 一上肢の用を全廃したもの</p> <p>七 一下肢の用を全廃したもの</p> <p>八 両足の足指の全部を失ったもの</p>  |
| <p>九 級</p> <p>一 両眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下になったもの</p> <p>三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの</p> <p>八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話しを解することが困難である程度になったもの</p> <p>九 一耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができぬ労務が相当な程度に制限されるもの</p> | <p>八 級</p> <p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの</p> <p>二 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 一手の母指を含み二の手指を失ったもの又は母指以外の三の手指を失ったもの</p> <p>四 一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>十 一足の足指の全部を失ったもの</p>  | <p>七 級</p> <p>一 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</p> <p>八 一足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>九 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>十 一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>十一 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>十二 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>十三 両側の睾丸を失ったもの</p>  |
| <p>十 級</p> <p>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小音を解することができない程度になったもの</p> <p>六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの</p> <p>七 脊柱に変形を残すもの</p> <p>八 一手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p>  | <p>十 級</p> <p>一 一眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>二 正面視で複視を残すもの</p> <p>三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>四 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話しを解することが困難である程度になったもの</p> <p>六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの</p> <p>十 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>十一 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> | <p>十一 級</p> <p>一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができぬ労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十二 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの</p> <p>十三 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの</p> <p>十五 一足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>十七 生殖器に著しい障害を残すもの</p>   |
| <p>十 級</p> <p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p>  | <p>十 級</p> <p>一 一眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>五 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>八 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>十 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</p> <p>十一 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の一の足指の用を廃したもの</p>                | <p>十二 級</p> <p>一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p> <p>二 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に変形を残すもの</p> <p>九 一手の小指を失ったもの</p> <p>十 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>十一 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の一の足指を失ったもの</p> <p>十二 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</p> <p>十三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>十四 外貌に醜状を残すもの</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したものの</p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p> | <p>別表第三(第三条関係)</p> <p>介護を障害要する状態の区分</p> | <p>常時介護を要する状態</p> <p>一 別表第一の一級の項第三号又は別表第二の一級の項第三号に該当する障害</p> <p>二 別表第一の一級の項第四号又は別表第二の一級の項第四号に該当する障害</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、別表第一の一級の項又は別表第二の一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</p> <p>随時介護を要する状態</p> <p>一 別表第一の一級の項第二号又は別表第二の一級の項第三号に該当する障害</p> <p>二 別表第一の一級の項第三号又は別表第二の一級の項第四号に該当する障害</p> <p>三 別表第一の一級の項又は別表第二の一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</p> |
|--|---|--|